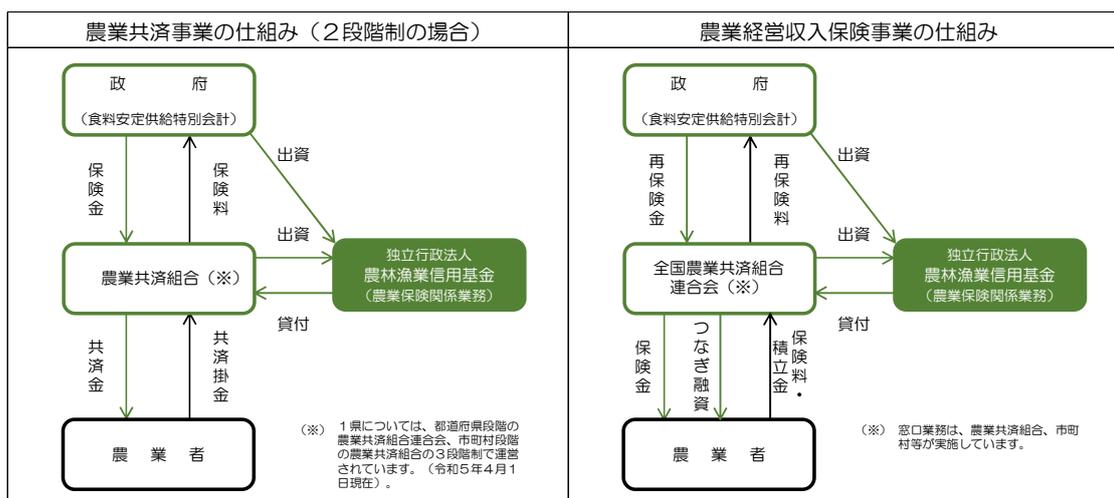


農業保険関係業務の動向及び今後の貸付けの見通しについて

1. 農業保険制度における信用基金の位置づけ

(1) 農業保険制度は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、自然災害等による収穫量の減少等による損失を補償する「農業共済」、並びに自然災害のほか、需給変動による価格低下など農業者の経営努力では避けられない、あらゆるリスクによる収入減少を補償する「収入保険」の2つの制度からなり、これらにより、農業経営の安定を図り、農業の健全な発展に資することを目的としている。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業保険関係業務における貸付けは、共済金及び保険金の支払原資を民間金融機関から円滑に調達することが困難な農業共済団体に資金供給を行うというセーフティネットとしての役割を果たすものとして位置付けられている。



2. 農業保険関係業務の貸付けの種類及び実績

(1) 農業共済団体に対する貸付けについては、独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書（平成15年10月3日認可）において、

- ①任意共済勘定を除く事業勘定の収支計算上不足金が生じている場合に貸付けを行う「年度末不足資金」
 - ②農業者に支払うべき共済金又は保険金の額が手持資金を超過している場合に貸付けを行う「共済金（保険金）支払等不足資金」
 - ③政府から再保険金又は保険金を受領する前に共済金又は保険金を支払う場合に当該未受領分に相当する額の貸付けを行う「再保険金（保険金）資金」
- の3つに区分されている。

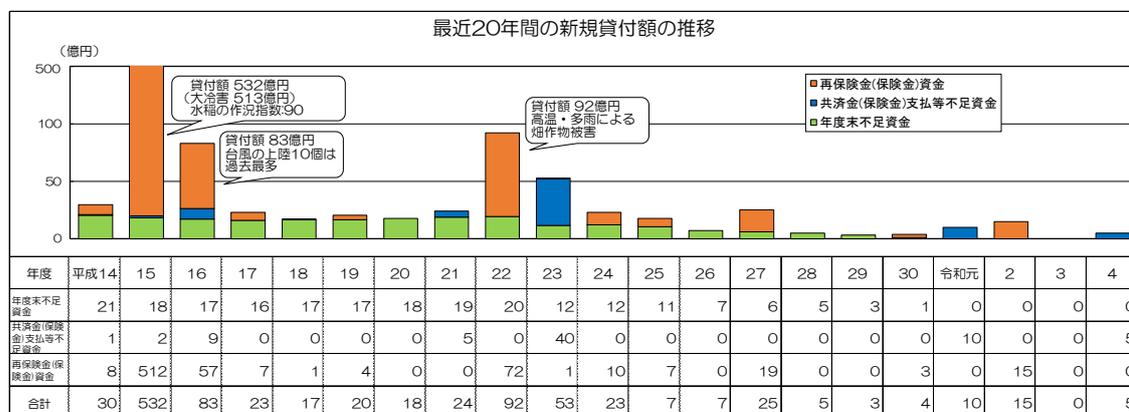
信用基金の貸付けについて

貸付資金の種類		貸付けを行う場合	貸付けの条件
年度末不足資金	年度末事業不足資金	農業共済団体等の農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定、園芸施設共済勘定若しくは農業経営収入保険勘定（以下「事業勘定」）ごとに又は事業勘定を通じて収支計算上不足金を生じ、そのために共済金又は保険金（以下「共済金等」）の支払資金が不足する場合	貸付けの期限：1年以内
	年度末勘定別不足資金		
共済金（保険金）支払等不足資金	一時不足資金	農業共済団体等の支払うべき共済金等の額が手持資金の額より大きく、そのために共済金等の支払資金が一時不足する場合	貸付利率：借入申込案件の貸付日から償還期限までの期間（※）に応じ、借入申込み受理日前に公表されている直近の当該期間に相当する全銀協日本円TIBORレート（小数点第4位以下切り捨て）に0.15%（農業経営収入保険事業に係る貸付けにあっては0.35%）を上乗せした利率
	仮渡資金		
	農業経営安定つなぎ融資財源資金	全国連合会の農業経営収入保険に係る農業保険法第175条第2項第2号の事業において必要となる貸付資金の額が手持資金の額より大きく、そのために全国連合会の貸付資金が不足する場合	
再保険金（保険金）資金	再保険金資金	政府から再保険金又は保険金の支払を受けていない連合会、特定組合又は全国連合会が、当該再保険金等に係る保険金等の支払に関してその支払資金が一時不足する場合	（※）1月以内、1月超3月以内、3月超6月以内又は6月超1年以内
	保険金資金		

(2) 農業保険関係業務では、これまで農業災害の発生の都度、農業共済団体で必要とされる資金の全額を無担保、無保証で貸し付けることにより、被災農業者の経営安定に寄与してきた。

とりわけ、平成15年に北海道・東北地方を中心に発生した冷害では、再保険金資金及び保険金支払不足資金として513億円（年度末不足資金を含む同年度の新規貸付総額は532億円）の貸付けを行い、この額は当該年度に支払われた共済金の約3割を占めることとなった。

(3) しかし、近年は、農業共済団体の合併に伴う財務基盤の安定等を背景として、貸付実績が低調に推移しているところである。



3. 今後の農業保険関係業務の貸付けの見通し

(1) 農業保険関係業務の貸付けについて、平成30年度から令和4年度までの直近5年の実績から今後の見込みを判断すると、

①年度末不足資金及び共済金（保険金）支払等不足資金については、農業共済団体の財務基盤の安定により、資金ニーズが今後大きく高まることは見込み難い。

②他方、再保険金（保険金）資金については、直近5年間で計4回の貸付けを行っており、政府からの再保険金又は保険金の支払いを待たずに共済金等を早期に支払うという農業共済団体のスタンスに変わりがないため、今後も一定程度の資金ニーズが見込まれる。

(2) また、全国農業共済組合連合会が実施する農業経営収入保険事業についても、これまで貸付実績は無いが、今後、資金ニーズが発生する可能性は少なからずあるものと考えている。

4. 農業保険関係業務における貸付原資

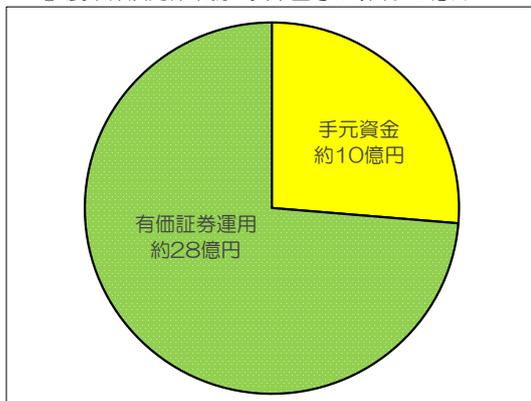
(1) 令和4年度末における農業保険関係勘定の資本金及び利益剰余金は約38億円であるが、この財源の中から貸付原資として常時どの程の額を保有しておくべきかについては、令和5年9月に開催された運営委員会において、これまでの農業共済団体への貸付実績を勘案して次のとおり整理を行い、約10億円を貸付原資として手元に保有し、残り約28億円については、有価証券により運用することとしたところである。

- ①再保険金（保険金）資金及び共済金（保険金）支払等不足資金については、貸付期間が短く、仮に自己財源の手元資金が不足しても、一時的に信用基金が民間金融機関からの借入れにより資金調達することでの対応が可能なこと。
- ②地域の農業共済団体への年度末不足資金については、年間を通して貸付けが行われるものの、今後、当該資金ニーズが大きく高まることは見込み難く、仮に資金ニーズを多めに見込んだとしても2億円程度であること。
- ③今後、資金ニーズが発生する可能性のある農業経営収入保険事業については、仮に貸し付ける場合には、当該事業に対応する出資金の額を超えて貸し付けることになるため、信用基金が民間金融機関からの借入れにより資金調達することになること。

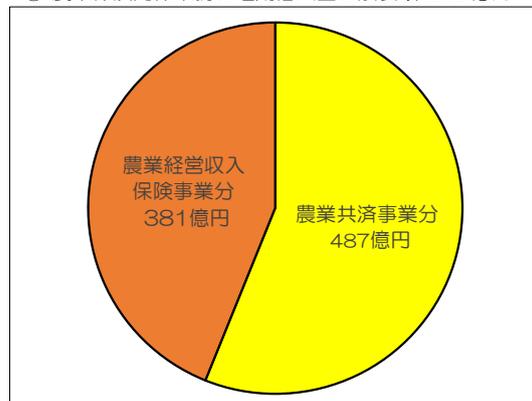
(2) また、令和5年度から9年度までの第5期中期計画においては、一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を民間金融機関からの短期借入金により資金調達することとしており、当該借入金の限度を868億円（うち農業共済事業分487億円、農業経営収入保険事業分381億円）としているところである。

農業保険関係業務の貸付原資

① 農業保険関係業務の資本金等の額 約38億円



② 農業保険関係業務の短期借入金の限度額 868億円



5. 農業保険関係業務における貸付金利

(1) 農業保険関係業務における貸付金利については、

- ①農業共済事業においては、近年の貸付実績が出資金の範囲内に留まり調達金利の影響を考慮する必要が薄いため、令和3年4月から「全銀協日本円TIBORレート+0.15%」を適用利率
- ②農業経営収入保険事業においては、信用基金内で同様に借入額を超えて、共済団体に貸付を行っている漁業災害補償関係業務と同様の金利水準として、令和5年4月から「全銀協日本円TIBORレート+0.35%」を適用利率
としているところである。

(2) 漁業災害補償関係業務においては、実際に民間金融機関からの借入れにより資金調達を行っているが、令和4年度後半から借入額によっては調達金利と貸付金利の差に縮小傾向が見られるものの、明確に調達金利が上昇傾向にあるとは判断し難いため、現時点で直ちに貸付金利を見直さなければならない状況にはない。

(3) なお、今後の金融動向によっては貸付金利の見直しを検討する必要があるため、令和5年9月の運営委員会において報告したとおり、貸付金利の見直しをした場合には、次回運営委員会において報告することとする。

以上